令和5年度第2回勝浦警察署協議会

- 1 開催日
 - 令和5年9月26日(火曜日)
- 2 開催場所
 - 勝浦警察署
- 3 出席者
 - ・協議会委員 7人 ・警察署 11人
- 4 業務報告
- (1) 刑法犯認知状況について
- (2) 電話 d e 詐欺発生状況及び被害防止対策について
- (3) 管内の交通事故発生状況等について
- (4) 夏季における水難事故等の発生状況について
- (5) 警察の災害警備活動について
- 5 警察署からの諮問事項

なし

- 6 委員からの要望・意見等
- (1)【質問】レンタル自転車利用者について

レンタル自転車を利用してサイクリングコースを回っている人を多く見かけます。「さと海ロングコース」では国道に出る信号を守らない人や斜め横断する人をよく見かけます。

交通ルールの厳守や呼びかけ等の掲示板を特に自転車を貸し出す店舗付近 の目立つ場所等に設置があれば良いと思います。

【回答】「ちばサイクルール」を活用し、自転車利用者に対する広報啓発を推進しています。

また、自転車を貸し出す勝浦市観光協会等に協力を依頼し、掲示板の設置等を含め、交通法規の遵守について注意を促すよう働きかけを行っていきたいと考えています。

(2)【質問】道路渋滯について

大多喜町船子地先のガソリンスタンド待ち渋滞について

【回答】商業施設の出入りによる一時的な渋滞については、道路環境整備上、やむ

を得ないもので、道路交通法に従って安全に通行をお願いします。

ただし、路線の変更を余儀なくされる等交通上の危険が発生している状況があれば、警察に通報をお願いします。

(3)【質問】オートバイの飛び出しについて

路地から飛び出すオートバイの対策について

【回答】オートバイは街乗りや買い物等、普段使いに便利な移動手段であり、特に、 勝浦市では多くの大学生が利用している乗り物ですので、交通安全のキャン ペーンや交通取締り、交通事故の際に、運転手に安全運転の指導を行ってい ます。

今後もオートバイ使用者だけでなく、特に利用者が多い大学側にも指導を 継続し、安全運転の気運を高めていきたいと思います。

(4)【質問】交通上の危険箇所について

国道128号線の新官地先のトンネル付近の道路脇に雑草やゴミが多く、 それを避けるためにセンターラインを越して走行する車両があり危険である。 歩行者や自転車もいるため大型車と重なった際は危険度が増している。

【回答】ご意見のあった国道128号上を9月21日に確認したところ、車両の通行を妨げる雑草やゴミの確認はありませんでした。

また、その他に交通上の危険箇所があれば通報をお願いします。

現場確認を行った上で道路管理者へ連絡し、伐採等をお願いしたいと思います。

(5)【質問】自転車利用者との交通トラブルについて

ロードバイク利用者との交通上のトラブルが増えてい ると思います。

【回答】ロードバイク利用者の交通トラブルの把握は今のところありませんが、自 転車利用者への「ちばサイクルール」の広報啓発を行うとともに、ロードバ イク利用者が信号無視や並走行為等を行っているのであれば、違反行為の検 挙を積極的に行っていきたいと思います。

(6)【質問】交通取締りの目的と手段について

交通取締りは交通事故をなくすために行うものでは。 取締りの目的と手段について教えてもらいたい。

【回答】交通取締りの目的は、交通事故を抑止することです。

交通事故を抑止するため、交通取締りは大きな効果があるものと考えています。

手段(方法)については、違反形態により異なり、例えば、飲酒運転の取

締りであれば、『(「飲酒取締り)検問』、『よう撃(飲酒運転のおそれがある地域をパトロールして取締る)』があります。

(7)【要望】信号機の設置について

夷隅健康福祉センター前の信号機設置について

【回答】同所付近の勝浦中学校入口交差点には、押しボタン式信号機の設置があり、 夷隅健康福祉センターにも信号機設置となると、近接する距離に2つの信 号機があることになり、交通の円滑を阻害する可能性が出てくることから信 号機の設置については消極的と考えます。

(8)【質問】パトロールについて

深夜、ドラッグストアーやコンビニ等の駐車場で警察官が不審な車の運転手 に職務質問をしているところを見かけます。

引き続き犯罪の未然防止になると思いますのでパトロールも含め引き続きお 願いします。

【回答】地域警察官の地道な防犯活動をご評価頂きまして、ありがとうございます。 地域警察官は、市民の皆様の安全・安心を護るために、警察法第2条や警察 官職務執行法第2条第1項を根拠として、声を掛けさせて頂いたり、必要 があれば職務質問を実施しています。

引き続き積極的な防犯活動を行って参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。

- (9)【質問】台風等における浸水被害状況や道路通行止め解除状況、通行止め解除まで に掛かる復旧時間等について
 - ・台風等の非常時における通行止めや解除状況、浸水被害状況などを県や市町 村と協力して速やかに知らせていただきたい。
 - ・台風の影響により足止めされたが、警察官に聞くも復旧するまでの時間が判 然としなかったため、今後自然災害によって道路を通行止めする際は、土木 事務所とともに復旧時間を周知できるように事前に協議をしてもらいたい。

【回答】道路は道路管理者によって管理されています。

勝浦市、大多喜町における道路の管理者は国道、県道はいすみ土木事務所、 市町村道は、「市」、「町」となります。

警察で認知した道路の冠水、土砂流出等の異常は道路管理者に情報提供を 行っており、互いに情報共有を行っています。

台風等の影響で道路に異常で警察に通報があった場合で、危険性が認められる場合、一時的に警察官が緊急的に通行止めを行うことはありますが、そ

の後の判断は道路管理者が行うことになり、解除の判断も同様です。

警察は、道路の性質、地質、降雨量が地盤に与える影響等の専門的知識は有しておらず、通行止めの解除について意見を述べる立場ではないことをご理解していただきたいと思います。

また、道路情報の周知は、警察では、道路交通管制センターを通じてラジオ等の報道機関を通じて、市町村では、道路管理者の依頼により防災無線を使って行われています。

警察は、これまでも知り得た道路情報を市町村、道路管理者に提供し情報共有を図ってきましたが、よりタイムリーな情報共有が図れるようにしていきたいと思います。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし